昭24. 1. 11.

官報

政令

運輸省官制の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十四年一月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第一号

運輸省官制の一部を改正する等の政令

内閣は、國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律（昭和二十三年法律第三十号）附則第二項の規定に基き、この政令を制定する。

第一條　運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條運輸事務官の部中「專任四十三人　二級」を「專任四十四人　二級」に、「專任百二十一人　三級」を「專任百二十二人　三級」に、運輸技官の部中「專任七人　二級」を「專任八人　二級」に、「專任六人　三級」を「專任七人　三級」に改める。

第二條　運輸部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百三十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第四号運輸技官の部中「專任六十五人　二級」を「專任六十八人　二級」に改める。

第四條中「海技專門学院、商船学校及海員養成所」を「海技專門学院及商船学校」に、運輸教官の部中「專任四十八人　二級」を「專任二十六人　二級」に、「專任五十六人　三級」を「專任十五人　三級」に、運輸事務官の部中「專任二十六人　三級」を「專任十六人　三級」に改める。

第三條　海上保安廳法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項運輸事務官又は運輸技官の部中「專任二千百八十五人　三級」を「專任二千百八十六人　三級」に改める。

第四條　氣象官署官制（昭和十四年勅令第七百四十号）の一部を次のように改正する。

第十二條運輸事務官の部中「專任十九人　二級」を「專任二十人　二級」に、「專任二百六十人　三級」を「專任二百五十九人　三級」に、運輸技官の部中「專任千五百六十九人　三級」を「專任千五百七十四人　三級」に改める。

第五條　船舶試驗所官制（昭和十六年勅令第千四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項運輸技官の部中「專任二十人　二級」を「專任二十二人　二級」に、「專任二十八人　三級」を「專任二十九人　三級」に改める。

第六條　高等商船学校官制（昭和十六年勅令第千百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項運輸教官の部中「專任四十一人　二級」を「專任三十六人　二級」に、「專任二十四人　三級」を「專任二十人　三級」に改める。

第七條　海技專門学院官制（昭和二十年勅令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項運輸教官の部中「專任十三人　二級」を「專任十四人　二級」に、「專任十七人　三級」を「專任十四人　三級」に改める。

第八條　航海訓練所官制（昭和十八年勅令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項運輸教官の部中「專任三十三人　二級」を「專任一人　專任四十二人　一級　二級」に、「專任五十四人　三級」を「專任六十六人　三級」に、運輸事務官の部中「專任二人　二級」を「專任三人　二級」に、「專任六人　三級」を「專任八人　三級」に、運輸技官の部中「專任三人　二級」を「專任一人　二級」に改める。

同條第二項中「運輸省ノ一級又ハ二級ノ官吏」を「一級ノ運輸教官」に改める。

第九條　海員養成所官制（昭和十四年勅令第四百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項運輸教官の部中「專任十八人　二級」を「專任二十七人　二級」に、「專任三十人　三級」を「專任五十人　三級」に、運輸事務官の部中「專任二十四人　三級」を「專任三十四人　三級」に改める。

第十條　海難審判法施行令（昭和二十三年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三條海難審判所事務官の部中「專任十二人　三級」を「專任一人　專任十七人　二級　三級」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

運輸大臣　小澤佐重喜

内閣総理大臣　吉田　茂

廳令

◎総理廳令第三号

昭和二十四年総理廳令第一号（政府職員の勤務時間に関する総理廳令）第二項に基き、俘虜情報局に勤務する職員の勤務時間に関する総理廳令を次のように定める。

昭和二十四年一月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

俘虜情報局に勤務する職員の勤務時間に関する総理廳令

俘虜情報局に勤務する職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までは午前八時から午後五時まで、土曜日は午前八時から午後二時までとし、その間に三十分の休憩時間を置く。

附　則

この総理廳令は、公布の日から施行する。

◎総理廳令第四号

大正十一年閣令第六号（官廳執務時間竝休暇ニ関スル件）第六項に基き、俘虜情報局の執務時間に関する総理廳令を次のように定める。

昭和二十四年一月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

俘虜情報局の執務時間に関する総理廳令

俘虜情報局の執務時間は、日曜日及び休日を除き、午前八時から午後五時までとする。但し、土曜日は、午後二時までとする。

附　則

この総理廳令は、公布の日から施行する。

省令

◎文部省令第一号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を、次のように改正する。

昭和二十四年一月十一日

文部大臣　下條　康麿

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

第十三條中「三通」を「二通」に改める。

第十四條中「二組」を「一組」に改め、「文部大臣」の前に「その教科書の発行者に送付し、別に教科書需要集計票一部を」と、「提出の期限」の前に「送付及び」を加える。

第十七條第二項として、次の一項を加える。

2　文部大臣が前項の指示をしたときは、第十四條の規定によつて送付を受けた発行者から、関係の教科書需要票を回収し、他の発行者に送付するものとする。

第二十九條　法第十八條によつて文部大臣の指定するものには、法第三條、第一項後段、第二項及び第三項、第八條並びに第十條から第十六條までの規定を準用するものとする。

前項の場合においては、法第三條第一項中「教科書」とあるのを「図書」と、法第八條中「前條第二項の需要数」とあるのを「需要数」と読み替えるものとする。

第三十二條の二　この規則にかかわらず、昭和二十五年度使用教科書に関する特例を次のように定める。

一　第二條第一項の届け出は、昭和二十四年六月一日から六月十五日までの間に、これを行うものとし、同條第二項の「翌々年度用」は「翌年度用」と読み替えるものとする。

二　第五條の教科書展示会は、昭和二十四年八月八日から八月二十日までの間に、これを行うものとする。

三　第十二條の報告は、八月三十一日までに、これを行うものとする。

四　第十四條の送付及び提出の期限は、九月二十日とする。

別表第一及び第二のうち「教師及び兒童又は生徒の予定数」の欄を削除する。

教師及び兒童又は生徒の予定数		
	教師数	兒童又は生徒数
		合計

告示

◎総理廳告示第一号

地方自治法第六十三條第一項の規定により行う宮城縣知事の選挙に関し、昭和二十二年閣令第一号第八條第一項の規定により候補者が党書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を内閣総理大臣に対して求むべき期日を次のように指定する。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭和二十四年一月十一日
内閣総理大臣　吉田　茂

昭和二十四年一月十一日から同年一月十七日まで

◎総理廳告示第二号

昭和二十二年内閣告示第二十一号中「指定統計第十九号」の次に、左のとおり加える。

昭和二十四年一月十一日
内閣総理大臣　吉田　茂

指定統計第二十号　昭和二十四年農地統計

◎宮内府告示第一号

天皇皇后両陛下は、本月十二日神奈川縣葉山へ行幸啓あらせられる旨仰せ出だされた。

昭和二十四年一月八日
宮内府長官　田島　道治

◎大蔵省告示第八号

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第三十條第一項の規定に基き、昭和二十四年一月一日以降における日本銀行券の発行限度を三千五百億円と定める。

昭和二十四年一月十一日
大蔵大臣臨時代理
國務大臣　大屋　晋三

◎厚生省告示第一号

政府の管掌する健康保險の保險料率を次のように定め、昭和二十四年一月一日から、これを適用する。

昭和二十四年一月十一日
厚生大臣　林　譲治

千分の四十四

◎商工省告示第二号

臨時石炭鉱業管理法（昭和二十三年法律第二百十九号）第十三條の規定により次の炭鉱を指定炭鉱に指定する。

昭和二十四年一月十一日
商工大臣　大屋　晋三

炭鉱名	事業者名	炭鉱所在地
三菱芦別	三菱鉱業株式会社	北海道空知郡芦別町
油谷芦別	油谷鉱業株式会社	同
尺別（浦幌を含む。）	雄別炭鉱鉄道株式会社	北海道白糠郡音別村

◎運輸省告示第三号

倉庫業法第一條の規定により、倉庫証券の発行を次のように許可した。

昭和二十四年一月十一日
運輸大臣　小澤佐重喜

名称	営業所位置	許可年月日
沼津港運送株式会社	静岡縣沼津市千本港町一三〇番地	昭和二十三年十二月二十日

◎郵便局

郵便局

普通郵便局	日曜日及び休日以外の日	日曜日及び休日
窓口取扱時間	午前八時から午後八時まで	午前八時から午前十二時まで
特定郵便局	午前八時から午後六時まで	午前八時から午前十二時まで
郵便物の集配事務を取り扱う郵便局	午前八時三十分から午後五時まで	取り扱わない。
郵便物の集配事務を取り扱わない郵便局		

前表の取扱時間は、期間及び郵便局を指定して、延伸し、若しくは短縮し、又は日曜日及び休日において取扱をすることがある。この場合においては、別に公示する。

十二月二十九日から同三十一日までの間は、日曜日でも日曜日及び休日以外の日の取扱時間によるものとする。

郵便物の集配事務を取り扱う郵便局においては、取扱時間にかかわらず、次の郵便物の引受をする。

一　料金後納とする日刊の新聞紙及び官報。

二　引受時刻証明郵便物、速達郵便物及び郵便により頼信する電報を封入した郵便物。

註

この告示中普通郵便局とは、通信官署官制第十條第一項但書の規定によつて通信大臣の特に指定した郵便局以外の郵便局をいい、特定郵便局とは、通信官署官制第十條第一項但書の規定によつて通信大臣の特に指定した郵便局をいう。

◎通信省告示第十号

郵便局における郵便窓口取扱時間は、次のとおりとする。

この告示は、昭和二十四年一月十五日から施行する。

昭和二十年九月通信院告示第百三十三号（通信官署（電信取扱所を含む。）の事務取扱時間の件）は廃止する。

昭和二十四年一月十一日
通信大臣　降旗　徳弥

◎通信省告示第十一号

郵便局、電信局及び電話局における郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金、簡易生命保險、郵便年金、その他の各種現金受拂事務の窓口取扱時間は、次のとおりとする。

一　日曜日及び休日以外の日
午前九時から午後四時まで

但し、通信官署官制第十條第一項但書の規定によつて特に指定した郵便局で、郵便物集配事務を取り扱わないものにおいては、正午から午後零時三十分まで取扱をしない。

二　日曜日及び休日
取扱をしない。

但し、十二月二十九日から同三十一日までの間は、日曜日でも前号の時間により取扱をする。

前項の取扱時間は、期間及び取扱局を指定して、これを延長し、若しくは短縮し、又は日曜日及び休日において取扱をすることがある。この場合においては、別に公示する。

この告示は、昭和二十四年一月十五日から施行する。

昭和二十四年一月十一日
通信大臣　降旗　徳弥

◎通信省告示第十二号

電信官署及び電話官署（電信取扱所を含む。）における事務取扱時間は、別に定めるものを除いては、次のとおりとする。

この告示は、昭和二十四年一月十五日から施行する。

昭和二十四年一月十一日
通信大臣　降旗　徳弥

事務別	取扱局所別	期間	取扱時間（日曜日及び休日以外の日）	取扱時間（日曜日及び休日）	備考
電報	郵便局（郵便物の集配事務を取り扱わない特定郵便局で電報の配達事務を取り扱わないものを除く。）及び電信局前項以外の郵便局	終日	午前八時三十分から午後五時まで	同上	
電信取扱所			午前八時から午後八時まで	取り扱わない。	
電話	郵便局（特定郵便局を除く。）	四月一日から十月三十一日まで	午前七時から午後八時まで	同上	一　通話の取扱については、当該電話官署の取扱時間内であつても、関係電話官署の取扱時間に制限があるときは、その制限に加えて、但し、対する通話者に対し、この限りでは、ない。
		十一月一日から翌年三月三十一日まで	午前八時から午後八時まで	同上	
	特定郵便局（郵便物の集配事務を取り扱わない特定郵便局で電報の配達事務を取り扱わないものを除く。）	四月一日から十月三十一日まで	午前七時から午後六時まで	同上	二　電話加入者相互の電話所から加入者に対して行う通話は、取扱時間にかかわらず取り扱う。
		十一月一日から翌年三月三十一日まで	午前八時から午後六時まで	同上	
	前二項以外の郵便局		午前八時三十分から午後五時まで	取り扱わない。	

正誤

昭和二十三年十二月二十二日大蔵省告示第四百六十号中二一四頁四段三行及び八行「群馬みのり貯金」を「みのり貯金」のいずれも誤り。
大蔵事務官

昭和二十三年十二月二十九日文部省訓令第九号中『施行規則別表第二の第三項、第四項、第六項及び第九項一に改める。』は『施行規則別表第二の第三号、第四号、第六号及び第九号一に改める。』の誤り。
文部事務官

叙任及辞令

◎昭和二十三年十二月十五日
二級に陞叙する　通信事務官　東　藤松
（各通）
◎昭和二十三年十二月十七日
二級に陞叙する　通信事務官　瀬尾　文夫
（各通）　同　宮崎　定次
◎昭和二十三年十二月十八日
二級に陞叙する　通信事務官　中村　猛
（各通）　同　千葉　実
二級に陞叙する
◎昭和二十四年一月六日
二級に陞叙する　通信事務官　宮一　護
◎昭和二十四年一月七日
二級に陞叙する　経済調査官　白村益次郎
総理廳事務官に任命する
二級に陞叙する　検察事務官　山口　房吉
二級に陞叙する　経済調査官　神谷　正巳
二級に陞叙する　厚生技官に任命する　高橋　正春
二級に陞叙する　厚生事務官　桑原　益男
（各通）　厚生技官　山中　幸利
二級に陞叙する　商工技官に任命する　麻績　格知
二級に陞叙する　商工技官　德田　廣
運輸技官に任命する
二級に陞叙する　菊池　充夫
二級に陞叙する　若桑　酌
（各通）　井嶋　崇
通信技官に任命する　菅　楠太

地方教官に任命する　鈴木　薫
二級に陞叙する　地方教官　大谷國太郎
（各通）　同　森下　傳
二級に陞叙する　同　西寺　東韋

◎検事　山田　義雄
願に依り本官を免ずる（一月七日内閣）　海内　要道
願により鉱業法令改正委員会臨時委員を免ずる（二十三年十二月二十七日総理廳）　同　同
二級官を以て待遇する（一月六日同）　良一
（各通）　特定郵便局長　亀井
願により本官を免ずる　総理廳事務官　安東　宏喬
官吏分限令第十一條第一項第二号に依り休職を命ずる　同　伊藤　節夫
同　西塚辰四郎
厚生事務官　横山留五郎
農林技官　小島　一政
商工事務官　小見　亨
通信事務官　宮一　護

願に依り本官を免ずる（通）　地方教官　竹内　純一
（各通）　同　桑　増一
同　杉浦　與五郎
同　判治　晴雄
同　稲垣松右衛門
同　近藤　正直
同　長谷川雅喜
同　小坂　文平
同　加藤　俊治
同　神田　茂男
同　水野　信善
同　野田　定治
同　石川巳之吉
同　太部　純次
同　竹生来之助
同　浦部　博次
同　邨瀬　揚
同　柴田　三郎
願に依り本官を免ずる　休職地方教官　石飛　朋一
復職を命ずる（以上一月七日同）　法務廳事務官　堀江　経丸
金沢刑務所勤務を命ずる　同　廣　純一
千葉刑務所勤務を命ずる　同　東　正平
入日市場刑務支所　同　加藤　多一
長法務廳事務官　伊藤　文平
本職を免ずる
豊多摩刑務所勤務を命ずる

姫路少年刑務所勤務を命ずる（以上二十三年十二月二十一日法務廳）　法務廳技官　西大條　博
水戸少年刑務所勤務を命ずる（二十三年十二月二十三日同）　法務廳事務官　石川　澄
同　島村　寛
山形刑務所業務を命ずる
同　西村　孝平
栃木刑務所勤務を命ずる
浜田刑務支所長　城元　米吉
法務廳事務官
法務廳事務官　松永　義尭
山形刑務所勤務を命ずる
法務廳技官　大橋　董
鷹見町刑務支所兼務を命ずる　同　笹部　三郎
東京拘置所勤務を命ずる
同　丸山　芳登
横須賀刑務支所勤務を命ずる（以上二十三年十二月二十五日同）
神奈川区検察廳検事兼横浜区検察廳検事　牛澤　寅吉
厚木区検察廳副検事兼相模原区検察廳副検事に補する
横浜区検察廳副検事　竹之鼻虎之助
川崎区検察廳副検事　中島　武二
神奈川区検察廳副検事に補する
横浜区検察廳副検事に補する
横須賀区検察廳副検事　伊賀川映雄
横浜南区検察廳副検事に補する
藤沢区検察廳副検事　瀧戸　定吉
横須賀区検察廳副検事に補する
横須賀区検察廳副検事に補する
小田原区検察廳副検事　宮東文三郎
横須賀区検察廳副検事に補する
法務廳事務官　飯村　清司
水戸少年刑務所勤務を命ずる
同　太田　卯八
平刑務支所長に補する
同　及川　勇
福島刑務支所長兼郡山刑務支所長　白河
刑務支所長に補する
同　柏　栄壽
青森刑務所勤務を命ずる（以上二十三年十二月二十七日同）

福岡刑務所勤務を命ずる　同　吉瀬　陽
宮崎刑務所勤務を命ずる　同　墨木　徳治
静岡刑務所勤務を命ずる　同　久保田進一
城野刑務支所長に補する　同　坂井　義雄
長野刑務所勤務を命ずる　同　白石　文章
札幌刑務所勤務を命ずる　同　鈴木　則雄
中津刑務支所長に補する　同　宮本　秀夫
（各通）　同　池谷元次郎
川越少年刑務所勤務を命ずる　同　金子恒二郎
（各通）　同　鶴山　達也
同　高橋　桂三
同　後藤　正利
松本少年刑務所勤務を命ずる
同　鯉淵　通雄
水戸少年刑務所勤務を命ずる（以上二十三年十二月二十八日同）
厚生事務官　星野毅子郎　同　中村　光三

（各通）
同　新村　隆吉　同　戸川　孝男
同　日野　尚文　同　小西　利雄
同　山田　眞澄　同　桶　喜藏
同　成田　太郎　同　藤原　喜夫
同　村上　照朝　同　五味　正男
同　福原　賢一　同　青木　忠藏
同　翁　久次郎　同　鍋田　信三
同　岡田　實男　厚生技官　一丁田健一
同　金井　進　同　森　喜一
同　田村政太郎　同　五十嵐欽也
同　春日不二雄　同　中條　弘
同　石正隆　同　水野　達夫
同　徹正　同　原　一郎

廣告

◎著作権法に基ずく裁定

左記著作物の発行は、著作権法施行規則第二十條第一号所定の事由に該当するものとしてその発行を認め、償金額については著作権審査会に諮問の上、昭和二十三年十二月二十四日次の通り裁定した。

著作物の題号及び著作者の氏名	償金額	発行日時及び部数	発行人の氏名及び住所
林　禮子	三〇、〇〇〇円00	昭和三二、二、一五　二、五〇〇部	東京都千代田区九段一の三　白鯨社　木村毅

昭和二十四年一月
文部省

地方自治

○宮城縣

◎縣議会　宮城縣において一月十三日縣議会臨時会を招集する。

皇室事項

◎行幸啓御発著割　天皇皇后両陛下は月十二日神奈川縣葉山へ行幸啓の御発著割は、左の通りである。
一月十二日
午前十時
同　十一時四十分　皇后御出門　葉山御用邸　御著
御滞在

同　山崎　梧郎　同　乾　一郎
同　角田　正三　同　小林　耀夫
同　中島　忠門　同　坂上　米次郎
同　長友　浪男　同　笹本正次郎
同　梅木清四郎　同　岡本　忠雄
同　建部　實　同　星野　勇
同　高松　清志　同　外村　正治
同　萩谷市郎右衛門　同　小關　信
同　小溝　和雄　同　矢島健次郎
同　永瀬　三郎　同　新居　守一
同　三澤登記雄　同　岡部　政藏
同　奥富　康雄　同　小橋　昌利
同　和田　寅彦　同　長田　寅彦
同　大石　稔　同　池上　正人
薬事監視員を命ずる（一月六日厚生省）
運輸事務官　芥川　治
大臣官房考査室事務取扱を免ずる　足羽　則之
大臣官房考査室長を命ずる　同　森田　義術
新潟鉄道局長に補する　同　藪谷　虎芳
鉄道総局業務局配車課長事務取扱を命ずる（以上一月六日運輸省）

⊙漁業財團

茨城縣鹿島郡波崎町九四三〇番地鴨川鴨次から船鶴港同縣同郡同町帆船鴨安丸に属する漁網、副漁具及び附属品等に対し漁業財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属する動産に付き権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者に本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当廳に申出られたい。

但し、漁業財團に属すべきものの目録は当廳に備付あるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十四年一月十一日

水戸司法事務局矢田部出張所

⊙公示催告

昭和二十三年(ヲ)第六号

高松市内町百六十三番地時事通信社高松支店　申立人　鈴木幸次郎

別紙目録表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十四年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且小切手を提出せねばならない。もし右期日迄に届出及び提出をしないときはその小切手の無効を宣言することがある。

昭和二十三年十一月三十日

高松簡易裁判所

簡易裁判所判事　横山亮平

(別紙)　目　録

一、額面　金一千円也の日本銀行市内代理店拂渡小切手一通

一発行日　昭和二十三年十月二十二日

一振出場及振出人　高松市高松高等裁判所長官外島英二

一小切手番号　ロレ四七七八号

一宛名人　鈴木幸次郎

一、額面　金九百円也の日本銀行市内代理店拂渡小切手一通

一発行日　昭和二十三年十月二十二日

一振出場及振出人　高松市高松高等裁判所長官外島英二

一小切手番号　ロレ四七七九号

一宛名人　鈴木幸次郎

昭和二十三年(ヲ)第二七号

和歌山縣那賀郡山崎村大字中島十二番地　申立人　津村　民

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年八月十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年八月十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年八月十一日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄株式会社後配株式五十株券十四枚

一株の拂込額　金五十円也

一一株の拂込額　金二千五百円也

一記号番号　丁第四三一五号、丁第四三一六号、丁第四三一八号、丁第四三一九号、自丁第四三一二号至丁第四三三一号

京阪神急行電鉄株式会社後配株式十株券四枚

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　自内第一〇〇一三号至内第一〇〇一六号

京阪神急行電鉄株式会社後配一新株式五株券一枚

一株券額面　金二百五十円也

一一株の拂込額　金四十円也

一記号番号　乙第〇〇六二〇号

京阪神急行電鉄株式会社後配一新株式十株券九枚

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金四十円也

一記号番号　自内第〇三五八〇号至内第〇三五八八号

京阪神急行電鉄株式会社後配三新株式一株券一枚

一株券額面　金五十円也

一一株の拂込額　金二十円也

一記号番号　甲第〇一三三三号

京阪神急行電鉄株式会社後配三新株式一株券額面　金二百五十円也

一一株の拂込額　金二十円也

一記号番号　乙第〇〇二七五号

京阪神急行電鉄株式会社後配三新株式二十株券九枚

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金二十円也

一記号番号　自内第〇三四八五号至内第〇三四九三号

以上

一発行日　昭和十九年二月一日

一最終株主　津村民

昭和二十二年(ヲ)第四三号

高槻市西五百住五五二の一　申立人　山口清

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年一月五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年十一月五日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年十一月五日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券一枚

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　第二新乙第一二一二八号

一発行者　平賀敏

一発行日　大正九年九月五日

一最終株主　山口清

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券一枚

但し

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　第七新乙第九一三八号

一発行者　佐藤博夫

一発行日　昭和十二年三月一日

一最終株主　山口清

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券二枚

但し

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　乙第二三六二号、乙第七六二六号

一発行者　平賀敏

一発行日　明治四十年十一月一日

一最終株主　山口清

昭和二十二年(ヲ)第四四号

大阪市西成区天下茶屋三丁目八近森和文方　申立人　近藤　登代

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年十一月六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年十一月六日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年十一月六日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券九枚

但し

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　後記旧株式丙自第一七四三四号至第一七四三六号、後配一新丙第六五一四号、後配二新丙自第七三四四号至第七三四六号、後配三新丙自第六二〇四号至第六二〇五号

一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫

一発行日　昭和十九年一月一日

一最終株主　近藤登代

昭和二十二年(ヲ)第四六号

大阪府三島郡三島村大字鮎川一四九の一　申立人　目賀田直三

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年十一月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年十一月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年十一月十三日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄後配株式1五十株券二枚2十株券十枚

但し

一株券額面　1金二千五百円也2金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　1後配旧丁第四二三〇号、第四二三一号2後配旧丙自第二〇一三二号至第二〇一四一号

一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫

一発行日　昭和十九年二月一日

一最終株主　目賀田直三

昭和二十二年(ヲ)第四七号

香川縣小豆郡坂手村　申立人　川野合資会社

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年十一月十八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年十一月十八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年十一月十八日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券五枚

但し

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　(1)第七新乙自第五六九五号至第五六九六号(2)第八新乙自第七九九〇号至第七九九二号

一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫

一発行日　(1)昭和十二年三月一日(2)昭和十六年六月一日

一最終株主　川野合資会社無限責任社員川野忠夫

昭和二十二年(ヲ)第六号

福井市大手町八番地　申立人　横山　正

別紙目録記載の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年十一月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十一月二十日

福井簡易裁判所

裁判官　向川隆信

(別紙)　目　録

福井銀行株券十株券三枚

一株券額面　金五百円也

一拂込額　金五百円也

一記号及番号　ち第六〇三号、ち第一六一二二号、ち第一六一三号

同上株券十株券八枚

一株券額面　金五百円也

一拂込額　金一百二十五円也

一記号及番号　ち第二九九号、自ち第三一九九号至ち第三二〇三号、ち第五五一七号、ち第五五一八号

一発行者　福井市佐枝中町株式会社

福井銀行頭取市橋保治郎

一最終株主　福井市大手町八番地横山正

昭和二十二年(ヲ)第五号

福井市江戸上町十三番地　申立人　白崎　甚吉

福井縣印絣織商工業協同組合代表者

右代理人弁護士　藤井　剛士

別紙目録記載の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年十月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月十日

福井簡易裁判所

裁判官　向川隆信

(別紙)　目　録

福井縣織維製品株式会社(旧福井縣織維製品統制株式会社)株式

一株券の種類、数量　一株券五枚

一記号番号　は自第四八一号至第四八五号

一額面金額　金五百円

一発行年月日　昭和十七年六月十日

一発行者　福井縣織維製品統制株式会社

一最終名義人　福井縣印絣織商工業協同組合代表者白崎甚吉

昭和二十一年(ヲ)第一六六号

富山市中島一六　申立人　五十嵐コト

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年六月二十八日午前十時迄に権利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年六月二十八日

富山地方裁判所

(別紙)　目　録

一北陸配電株式会社新株券一枚此株式数十株

一株種　十株券

一枚数　一

一額面　五百円

四七号、〇四八号、〇四九号半額拂込金一千五百円也、

(ニ)新株式五十株券　金二千五百円也、

は第一四四号半額拂込

以上発行　昭和二十年十月一日

一最終株主名義人　石毛ヲカ

解散公告

当会社は昭和二十三年十二月二十八日株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権のある方は本公告の日から二箇月以内に申し出られ度い。若しこの期間中に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十四年一月十一日

東京都千代田区一番町十五番地

五　熱海埋立株式会社

清算人　小林　久七

解散公告

当会社は決定整備計画により昭和二十三年十月三十一日解散致しました。当会社に債権を有せられる方は本公告掲載の翌日より二箇月内に御申出下さい。若しこの期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十三年十一月七日

丸亀市西平山町三〇七の一

太平産業株式会社

代表清算人　合田　建吉

⊙除権判決

昭和二十一年(ヲ)第五八四号

愛知縣海部郡南陽村大字藤高新田字イノ割三十番地

申立人　高羽　哲夫

右代理人　田中　みつ

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年七月十二日午前十時迄に権利の届出を爲す者なきを以て且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年七月十二日

富山地方裁判所

番号	種類	額数	備考
一	株券	六	全額拂込済
同	株券	五	同
同	額面	二百五十円	

一記号番号　自内第〇三四八五号至内第〇三四九三号

以上

一発行日　昭和十九年二月一日

一最終株主　津村民

昭和二十二年(ヲ)第四三号

高槻市西五百住五五二の一　申立人　山口清

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年十一月五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年十一月五日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年十一月五日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券一枚

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　第二新乙第一二一二八号

一発行者　平賀敏

一発行日　大正九年九月五日

一最終株主　山口清

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券一枚

但し

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　第七新乙第九一三八号

一発行者　佐藤博夫

一発行日　昭和十二年三月一日

一最終株主　山口清

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券二枚

但し

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　乙第二三六二号、乙第七六二六号

一発行者　平賀敏

一発行日　明治四十年十一月一日

一最終株主　山口清

昭和二十二年(ヲ)第四四号

大阪市西成区天下茶屋三丁目八近森和文方　申立人　近藤　登代

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年十一月六日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年十一月六日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年十一月六日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券九枚

但し

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　後記旧株式丙自第一七四三四号至第一七四三六号、後配一新丙第六五一四号、後配二新丙自第七三四四号至第七三四六号、後配三新丙自第六二〇四号至第六二〇五号

一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫

一発行日　昭和十九年一月一日

一最終株主　近藤登代

昭和二十二年(ヲ)第四六号

大阪府三島郡三島村大字鮎川一四九の一　申立人　目賀田直三

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年十一月十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年十一月十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年十一月十三日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄後配株式1五十株券二枚2十株券十枚

但し

一株券額面　1金二千五百円也2金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　1後配旧丁第四二三〇号、第四二三一号2後配旧丙自第二〇一三二号至第二〇一四一号

一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫

一発行日　昭和十九年二月一日

一最終株主　目賀田直三

昭和二十二年(ヲ)第四七号

香川縣小豆郡坂手村　申立人　川野合資会社

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年十一月十八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十三年十一月十八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十三年十一月十八日

大阪池田簡易裁判所

(別紙)　目　録

京阪神急行電鉄株式会社株式十株券五枚

但し

一株券額面　金五百円也

一一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　(1)第七新乙自第五六九五号至第五六九六号(2)第八新乙自第七九九〇号至第七九九二号

一発行者　京阪神急行電鉄株式会社取締役社長佐藤博夫

一発行日　(1)昭和十二年三月一日(2)昭和十六年六月一日

一最終株主　川野合資会社無限責任社員川野忠夫

昭和二十二年(ヲ)第六号

福井市大手町八番地　申立人　横山　正

別紙目録記載の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年十一月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十一月二十日

福井簡易裁判所

裁判官　向川隆信

(別紙)　目　録

福井銀行株券十株券三枚

一株券額面　金五百円也

一拂込額　金五百円也

一記号及番号　ち第六〇三号、ち第一六一二二号、ち第一六一三号

同上株券十株券八枚

一株券額面　金五百円也

一拂込額　金一百二十五円也

一記号及番号　ち第二九九号、自ち第三一九九号至ち第三二〇三号、ち第五五一七号、ち第五五一八号

一発行者　福井市佐枝中町株式会社

福井銀行頭取市橋保治郎

一最終株主　福井市大手町八番地横山正

昭和二十二年(ヲ)第五号

福井市江戸上町十三番地　申立人　白崎　甚吉

福井縣印絣織商工業協同組合代表者

右代理人弁護士　藤井　剛士

別紙目録記載の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年十月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月十日

福井簡易裁判所

裁判官　向川隆信

(別紙)　目　録

福井縣織維製品株式会社(旧福井縣織維製品統制株式会社)株式

一株券の種類、数量　一株券五枚

一記号番号　は自第四八一号至第四八五号

一額面金額　金五百円

一発行年月日　昭和十七年六月十日

一発行者　福井縣織維製品統制株式会社

一最終名義人　福井縣印絣織商工業協同組合代表者白崎甚吉

昭和二十一年(ヲ)第一六六号

富山市中島一六　申立人　五十嵐コト

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年六月二十八日午前十時迄に権利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年六月二十八日

富山地方裁判所

(別紙)　目　録

一北陸配電株式会社新株券一枚此株式数十株

一株種　十株券

一枚数　一

額面　五百円

一株拂込金額　十二円五十銭
記号番号　ろ丙八一六三
最終株主　五十嵐コト
発行者　富山市櫻橋通り一番地北陸配電株式会社取締役社長小田昌作

昭和二十一年(ヘ)第一三五号
富山市大泉一二〇二番地
申立人　牛丸政次郎

別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年六月二十六日午前十時迄に権利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年六月二十八日
富山地方裁判所

(別紙)　目錄
一北陸配電株式会社株式八十一株此券十四枚
内訳

種類	額面	記号	番号	枚数
一株券	金五十円	い甲	自第三三五号 至第三三四号	四枚
五株券	金二百五十円	い乙	第四四四号	一枚
十株券	金五百円	い丙	自第三六九七号 至第三六〇〇号	四枚

以上全額拂込済

一株券	金五十円	い甲	自第八九三号 至第八九三号	二枚
十株券	金五百円	ろ丙	自第一〇一五九号 至第一〇一六〇号	三枚

以上一株拂込　金十二円五十銭

昭和二十一年(ヘ)第一七三号
富山市新庄町一〇四長江勝方
申立人　田辺　秀平

別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年六月二十八日午前十時迄に権利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年六月二十八日
富山地方裁判所

(別紙)　目錄
北陸配電株式会社株券一枚株式数十株
但し
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込金額　金五十円也

記号番号	最終名義人
い丙二九九〇四	北陸配電株式会社
一七二	佐伯勝之
申立人	田辺文蔵

昭和二十一年(ヘ)第一七二号
富山市西田地方一〇六
申立人　佐伯　勝之

別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年六月二十八日午前十時迄に権利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年六月二十八日
富山地方裁判所

(別紙)　目錄
一北陸配電株式会社株券四枚此株式数三十一株

種類	株券額面	拂込金額	記号	番号	最終名義人
一株券	五十円	五十円	い甲	二九四五五	中橋サト
十株券	三株に一株につき五百円	十二円五十銭	ろ甲	自一四九三三 至一四九三三	同人

発行者　富山市櫻橋通り一番地北陸配電株式会社取締役社長山田昌作
最終株主　佐伯勝之

昭和二十一年(ヘ)第五九七号
福井縣大野郡北郷村東野五十九字五番の甲
申立人　荒家小三松

別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年七月十二日午前十時迄に権利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年七月十二日
富山地方裁判所

(別紙)　目錄
北陸配電株式会社株券十九枚此株式数八十株

種類	株券額面	拂込金額	記号	番号
一株券	五十円	五〇円〇〇	い甲	四〇四一三
同	同	同	い甲	自四〇四一四 至四〇四一七
同	同	同	い甲	自四〇四一九 至四〇四一一
同	同	同	い甲	四〇四二〇

株券内訳

同	同	同	い甲	四七四九一
同	同	二百五十円	い乙	三三〇六
同	同	同	い乙	九八二
同	同	同	い乙	六六三四
同	同	二百五十円	い丙	八六七六
同	同	同	い丙	八六七九
同	同	同	い丙	八六八三
同	同	同	い丙	八六八五
同	同	同	い丙	八六八七
同	同	同	い丙	八六八八
同	同	同	い丙	八六八九
同	同	同	い丙	八六九〇
同	同	同	い丙	八六九七
同	同	同	い丙	八六九八
同	同	同	い丙	八六九九
同	同	同	い丙	八六九〇
同	同	同	い丙	八六九一
同	同	同	い丙	八六九二
同	同	同	い丙	八六九三
同	同	同	い丙	八六九四
同	同	同	い丙	八六九五
同	同	同	い丙	八六九六
同	同	同	い丙	八六九七
同	同	同	い丙	八六九八
同	同	同	い丙	八六九九
同	同	同	い丙	八七〇〇
同	同	同	い丙	八七〇一
同	同	同	い丙	八七〇二
同	同	同	い丙	八七〇三
同	同	同	い丙	八七〇四
同	同	同	い丙	八七〇五
同	同	同	い丙	八七〇六
同	同	同	い丙	八七〇七
同	同	同	い丙	八七〇八
同	同	同	い丙	八七〇九
同	同	同	い丙	八七一〇
同	同	同	い丙	八七一一
同	同	同	い丙	八七一二
同	同	同	い丙	八七一三
同	同	同	い丙	八七一四
同	同	同	い丙	八七一五
同	同	同	い丙	八七一六
同	同	同	い丙	八七一七
同	同	同	い丙	八七一八
同	同	同	い丙	八七一九
同	同	同	い丙	八七二〇
同	同	同	い丙	八七二一
同	同	同	い丙	八七二二
同	同	同	い丙	八七二三
同	同	同	い丙	八七二四
同	同	同	い丙	八七二五
同	同	同	い丙	八七二六
同	同	同	い丙	八七二七
同	同	同	い丙	八七二八
同	同	同	い丙	八七二九
同	同	同	い丙	八七三〇
同	同	同	い丙	八七三一
同	同	同	い丙	八七三二
同	同	同	い丙	八七三三
同	同	同	い丙	八七三四
同	同	同	い丙	八七三五
同	同	同	い丙	八七三六
同	同	同	い丙	八七三七
同	同	同	い丙	八七三八
同	同	同	い丙	八七三九
同	同	同	い丙	八七四〇
同	同	同	い丙	八七四一
同	同	同	い丙	八七四二
同	同	同	い丙	八七四三
同	同	同	い丙	八七四四
同	同	同	い丙	八七四五
同	同	同	い丙	八七四六
同	同	同	い丙	八七四七
同	同	同	い丙	八七四八
同	同	同	い丙	八七四九
同	同	同	い丙	八七五〇
同	同	同	い丙	八七五一
同	同	同	い丙	八七五二
同	同	同	い丙	八七五三
同	同	同	い丙	八七五四
同	同	同	い丙	八七五五
同	同	同	い丙	八七五六
同	同	同	い丙	八七五七
同	同	同	い丙	八七五八
同	同	同	い丙	八七五九
同	同	同	い丙	八七六〇
同	同	同	い丙	八七六一
同	同	同	い丙	八七六二
同	同	同	い丙	八七六三
同	同	同	い丙	八七六四
同	同	同	い丙	八七六五
同	同	同	い丙	八七六六
同	同	同	い丙	八七六七
同	同	同	い丙	八七六八
同	同	同	い丙	八七六九
同	同	同	い丙	八七七〇
同	同	同	い丙	八七七一
同	同	同	い丙	八七七二
同	同	同	い丙	八七七三
同	同	同	い丙	八七七四
同	同	同	い丙	八七七五
同	同	同	い丙	八七七六
同	同	同	い丙	八七七七
同	同	同	い丙	八七七八
同	同	同	い丙	八七七九
同	同	同	い丙	八七八〇
同	同	同	い丙	八七八一
同	同	同	い丙	八七八二
同	同	同	い丙	八七八三
同	同	同	い丙	八七八四
同	同	同	い丙	八七八五
同	同	同	い丙	八七八六
同	同	同	い丙	八七八七
同	同	同	い丙	八七八八
同	同	同	い丙	八七八九
同	同	同	い丙	八七九〇
同	同	同	い丙	八七九一
同	同	同	い丙	八七九二
同	同	同	い丙	八七九三
同	同	同	い丙	八七九四
同	同	同	い丙	八七九五
同	同	同	い丙	八七九六
同	同	同	い丙	八七九七
同	同	同	い丙	八七九八
同	同	同	い丙	八七九九
同	同	同	い丙	八八〇〇
同	同	同	い丙	八八〇一
同	同	同	い丙	八八〇二
同	同	同	い丙	八八〇三
同	同	同	い丙	八八〇四
同	同	同	い丙	八八〇五
同	同	同	い丙	八八〇六
同	同	同	い丙	八八〇七
同	同	同	い丙	八八〇八
同	同	同	い丙	八八〇九
同	同	同	い丙	八八一〇
同	同	同	い丙	八八一一
同	同	同	い丙	八八一二
同	同	同	い丙	八八一三
同	同	同	い丙	八八一四
同	同	同	い丙	八八一五
同	同	同	い丙	八八一六
同	同	同	い丙	八八一七
同	同	同	い丙	八八一八
同	同	同	い丙	八八一九
同	同	同	い丙	八八二〇
同	同	同	い丙	八八二一
同	同	同	い丙	八八二二
同	同	同	い丙	八八二三
同	同	同	い丙	八八二四
同	同	同	い丙	八八二五
同	同	同	い丙	八八二六
同	同	同	い丙	八八二七
同	同	同	い丙	八八二八
同	同	同	い丙	八八二九
同	同	同	い丙	八八三〇
同	同	同	い丙	八八三一
同	同	同	い丙	八八三二
同	同	同	い丙	八八三三
同	同	同	い丙	八八三四
同	同	同	い丙	八八三五
同	同	同	い丙	八八三六
同	同	同	い丙	八八三七
同	同	同	い丙	八八三八
同	同	同	い丙	八八三九
同	同	同	い丙	八八四〇
同	同	同	い丙	八八四一
同	同	同	い丙	八八四二
同	同	同	い丙	八八四三
同	同	同	い丙	八八四四
同	同	同	い丙	八八四五
同	同	同	い丙	八八四六
同	同	同	い丙	八八四七
同	同	同	い丙	八八四八
同	同	同	い丙	八八四九
同	同	同	い丙	八八五〇
同	同	同	い丙	八八五一
同	同	同	い丙	八八五二
同	同	同	い丙	八八五三
同	同	同	い丙	八八五四
同	同	同	い丙	八八五五
同	同	同	い丙	八八五六
同	同	同	い丙	八八五七
同	同	同	い丙	八八五八
同	同	同	い丙	八八五九
同	同	同	い丙	八八六〇
同	同	同	い丙	八八六一
同	同	同	い丙	八八六二
同	同	同	い丙	八八六三
同	同	同	い丙	八八六四
同	同	同	い丙	八八六五
同	同	同	い丙	八八六六
同	同	同	い丙	八八六七
同	同	同	い丙	八八六八
同	同	同	い丙	八八六九
同	同	同	い丙	八八七〇
同	同	同	い丙	八八七一
同	同	同	い丙	八八七二
同	同	同	い丙	八八七三
同	同	同	い丙	八八七四
同	同	同	い丙	八八七五
同	同	同	い丙	八八七六
同	同	同	い丙	八八七七
同	同	同	い丙	八八七八
同	同	同	い丙	八八七九
同	同	同	い丙	八八八〇
同	同	同	い丙	八八八一
同	同	同	い丙	八八八二
同	同	同	い丙	八八八三
同	同	同	い丙	八八八四
同	同	同	い丙	八八八五
同	同	同	い丙	八八八六
同	同	同	い丙	八八八七
同	同	同	い丙	八八八八
同	同	同	い丙	八八八九
同	同	同	い丙	八八九〇
同	同	同	い丙	八八九一
同	同	同	い丙	八八九二
同	同	同	い丙	八八九三
同	同	同	い丙	八八九四
同	同	同	い丙	八八九五
同	同	同	い丙	八八九六
同	同	同	い丙	八八九七
同	同	同	い丙	八八九八
同	同	同	い丙	八八九九
同	同	同	い丙	八九〇〇
同	同	同	い丙	八九〇一
同	同	同	い丙	八九〇二
同	同	同	い丙	八九〇三
同	同	同	い丙	八九〇四
同	同	同	い丙	八九〇五
同	同	同	い丙	八九〇六
同	同	同	い丙	八九〇七
同	同	同	い丙	八九〇八
同	同	同	い丙	八九〇九
同	同	同	い丙	八九一〇
同	同	同	い丙	八九一一
同	同	同	い丙	八九一二
同	同	同	い丙	八九一三
同	同	同	い丙	八九一四
同	同	同	い丙	八九一五
同	同	同	い丙	八九一六
同	同	同	い丙	八九一七
同	同	同	い丙	八九一八
同	同	同	い丙	八九一九
同	同	同	い丙	八九二〇
同	同	同	い丙	八九二一
同	同	同	い丙	八九二二
同	同	同	い丙	八九二三
同	同	同	い丙	八九二四
同	同	同	い丙	八九二五
同	同	同	い丙	八九二六
同	同	同	い丙	八九二七
同	同	同	い丙	八九二八
同	同	同	い丙	八九二九
同	同	同	い丙	八九三〇
同	同	同	い丙	八九三一
同	同	同	い丙	八九三二
同	同	同	い丙	八九三三
同	同	同	い丙	八九三四
同	同	同	い丙	八九三五
同	同	同	い丙	八九三六
同	同	同	い丙	八九三七
同	同	同	い丙	八九三八
同	同	同	い丙	八九三九
同	同	同	い丙	八九四〇
同	同	同	い丙	八九四一
同	同	同	い丙	八九四二
同	同	同	い丙	八九四三
同	同	同	い丙	八九四四
同	同	同	い丙	八九四五
同	同	同	い丙	八九四六
同	同	同	い丙	八九四七
同	同	同	い丙	八九四八
同	同	同	い丙	八九四九
同	同	同	い丙	八九五〇
同	同	同	い丙	八九五一
同	同	同	い丙	八九五二
同	同	同	い丙	八九五三
同	同	同	い丙	八九五四
同	同	同	い丙	八九五五
同	同	同	い丙	八九五六
同	同	同	い丙	八九五七
同	同	同	い丙	八九五八
同	同	同	い丙	八九五九
同	同	同	い丙	八九六〇
同	同	同	い丙	八九六一
同	同	同	い丙	八九六二
同	同	同	い丙	八九六三
同	同	同	い丙	八九六四
同	同	同	い丙	八九六五
同	同	同	い丙	八九六六
同	同	同	い丙	八九六七
同	同	同	い丙	八九六八
同	同	同	い丙	八九六九
同	同	同	い丙	八九七〇
同	同	同	い丙	八九七一
同	同	同	い丙	八九七二
同	同	同	い丙	八九七三
同	同	同	い丙	八九七四
同	同	同	い丙	八九七五
同	同	同	い丙	八九七六
同	同	同	い丙	八九七七
同	同	同	い丙	八九七八
同	同	同	い丙	八九七九
同	同	同	い丙	八九八〇
同	同	同	い丙	八九八一
同	同	同	い丙	八九八二
同	同	同	い丙	八九八三
同	同	同	い丙	八九八四
同	同	同	い丙	八九八五
同	同	同	い丙	八九八六
同	同	同	い丙	八九八七
同	同	同	い丙	八九八八
同	同	同	い丙	八九八九
同	同	同	い丙	八九九〇
同	同	同	い丙	八九九一
同	同	同	い丙	八九九二
同	同	同	い丙	八九九三
同	同	同	い丙	八九九四
同	同	同	い丙	八九九五
同	同	同	い丙	八九九六
同	同	同	い丙	八九九七
同	同	同	い丙	八九九八
同	同	同	い丙	八九九九
同	同	同	い丙	九〇〇〇
同	同	同	い丙	九〇〇一
同	同	同	い丙	九〇〇二
同	同	同	い丙	九〇〇三
同	同	同	い丙	九〇〇四
同	同	同	い丙	九〇〇五
同	同	同	い丙	九〇〇六
同	同	同	い丙	九〇〇七
同	同	同	い丙	九〇〇八
同	同	同	い丙	九〇〇九
同	同	同	い丙	九〇一〇
同	同	同	い丙	九〇一一
同	同	同	い丙	九〇一二
同	同	同	い丙	九〇一三
同	同	同	い丙	九〇一四
同	同	同	い丙	九〇一五
同	同	同	い丙	九〇一六
同	同	同	い丙	九〇一七
同	同	同	い丙	九〇一八
同	同	同	い丙	九〇一九
同	同	同	い丙	九〇二〇
同	同	同	い丙	九〇二一
同	同	同	い丙	九〇二二
同	同	同	い丙	九〇二三
同	同	同	い丙	九〇二四
同	同	同	い丙	九〇二五
同	同	同	い丙	九〇二六
同	同	同	い丙	九〇二七
同	同	同	い丙	九〇二八
同	同	同	い丙	九〇二九
同	同	同	い丙	九〇三〇
同	同	同	い丙	九〇三一
同	同	同	い丙	九〇三二
同	同	同	い丙	九〇三三
同	同	同	い丙	九〇三四
同	同	同	い丙	九〇三五
同	同	同	い丙	九〇三六
同	同	同	い丙	九〇三七
同	同	同	い丙	九〇三八
同	同	同	い丙	九〇三九
同	同	同	い丙	九〇四〇
同	同	同	い丙	九〇四一
同	同	同	い丙	九〇四二
同	同	同	い丙	九〇四三
同	同	同	い丙	九〇四四
同	同	同	い丙	九〇四五
同	同	同	い丙	九〇四六
同	同	同	い丙	九〇四七
同	同	同	い丙	九〇四八
同	同	同	い丙	九〇四九
同	同	同	い丙	九〇五〇
同	同	同	い丙	九〇五一
同	同	同	い丙	九〇五二
同	同	同	い丙	九〇五三
同	同	同	い丙	九〇五四
同	同	同	い丙	九〇五五
同	同	同	い丙	九〇五六
同	同	同	い丙	九〇五七
同	同	同	い丙	九〇五八
同	同	同	い丙	九〇五九
同	同	同	い丙	九〇六〇
同	同	同	い丙	九〇六一
同	同	同	い丙	九〇六二
同	同	同	い丙	九〇六三
同	同	同	い丙	九〇六四
同	同	同	い丙	九〇六五
同	同	同	い丙	九〇六六
同	同	同	い丙	九〇六七
同	同	同	い丙	九〇六八
同	同	同	い丙	九〇六九
同	同	同	い丙	九〇七〇
同	同	同	い丙	九〇七一
同	同	同	い丙	九〇七二
同	同	同	い丙	九〇七三
同	同	同	い丙	九〇七四
同	同	同	い丙	九〇七五
同	同	同	い丙	九〇七六
同	同	同	い丙	九〇七七
同	同	同	い丙	九〇七八
同	同	同	い丙	九〇七九
同	同	同	い丙	九〇八〇
同	同	同	い丙	九〇八一
同	同	同	い丙	九〇八二
同	同	同	い丙	九〇八三
同	同	同	い丙	九〇八四
同	同	同	い丙	九〇八五
同	同	同	い丙	九〇八六
同	同	同	い丙	九〇八七
同	同	同	い丙	九〇八八
同	同	同	い丙	九〇八九
同	同	同	い丙	九〇九〇
同	同	同	い丙	九〇九一
同	同	同	い丙	九〇九二
同	同	同	い丙	九〇九三
同	同	同	い丙	九〇九四
同	同	同	い丙	九〇九五
同	同	同	い丙	九〇九六
同	同	同	い丙	九〇九七
同	同	同	い丙	九〇九八
同	同	同	い丙	九〇九九
同	同	同	い丙	九一〇〇
同	同	同	い丙	九一〇一
同	同	同	い丙	九一〇二
同	同	同	い丙	九一〇三
同	同	同	い丙	九一〇四
同	同	同	い丙	九一〇五
同	同	同	い丙	九一〇六
同	同	同	い丙	九一〇七
同	同	同	い丙	九一〇八
同	同	同	い丙	九一〇九
同	同	同	い丙	九一一〇
同	同	同	い丙	九一一一
同	同	同	い丙	九一一二
同	同	同	い丙	九一一三
同	同	同	い丙	九一一四
同	同	同	い丙	九一一五
同	同	同	い丙	九一一六
同	同	同	い丙	九一一七
同	同	同	い丙	九一一八
同	同	同	い丙	九一一九
同	同	同	い丙	九一二〇
同	同	同	い丙	九一二一
同	同	同	い丙	九一二二
同	同	同	い丙	九一二三
同	同	同	い丙	九一二四
同	同	同	い丙	九一二五
同	同	同	い丙	九一二六
同	同	同	い丙	九一二七
同	同	同	い丙	九一二八
同	同	同	い丙	九一二九
同	同	同	い丙	九一三〇
同	同	同	い丙	九一三一
同	同	同	い丙	九一三二
同	同	同	い丙	九一三三
同	同	同	い丙	九一三四
同	同	同	い丙	九一三五
同	同	同	い丙	九一三六
同	同	同	い丙	九一三七
同	同	同	い丙	九一三八
同	同	同	い丙	九一三九
同	同	同	い丙	九一四〇
同	同	同	い丙	九一四一
同	同	同	い丙	九一四二
同	同	同	い丙	九一四三
同	同	同	い丙	九一四四
同	同	同	い丙	九一四五
同	同	同	い丙	九一四六
同	同	同	い丙	九一四七
同	同	同	い丙	九一四八
同	同	同	い丙	九一四九
同	同	同	い丙	九一五〇
同	同	同	い丙	九一五一
同	同	同	い丙	九一五二
同	同	同	い丙	九一五三
同	同	同	い丙	九一五四
同	同	同	い丙	九一五五
同	同	同	い丙	九一五六
同	同	同	い丙	九一五七
同	同	同	い丙	九一五八
同	同	同	い丙	九一五九
同	同	同	い丙	九一六〇
同	同	同	い丙	九一六一
同	同	同	い丙	九一六二
同	同	同	い丙	九一六三
同	同	同	い丙	九一六四
同	同	同	い丙	九一六五
同	同	同	い丙	九一六六
同	同	同	い丙	九一六七
同	同	同	い丙	九一六八
同	同	同	い丙	九一六九
同	同	同	い丙	九一七〇
同	同	同	い丙	九一七一
同	同	同	い丙	九一七二
同	同	同	い丙	九一七三
同	同	同	い丙	九一七四
同	同	同	い丙	九一七五
同	同	同	い丙	九一七六
同	同	同	い丙	九一七七
同	同	同	い丙	九一七八
同	同	同	い丙	九一七九
同	同	同	い丙	九一八〇
同	同	同	い丙	九一八一
同	同	同	い丙	九一八二
同	同	同	い丙	九一八三
同	同	同	い丙	九一八四
同	同	同	い丙	九一八五
同	同	同	い丙	九一八六
同	同	同	い丙	九一八七
同	同	同	い丙	九一八八
同	同	同	い丙	九一八九
同	同	同	い丙	九一九〇
同	同	同	い丙	九一九一
同	同	同	い丙	九一九二
同	同	同	い丙	九一九三
同	同	同	い丙	九一九四
同	同	同	い丙	九一九五
同	同	同	い丙	九一九六
同	同	同	い丙	九一九七
同	同	同	い丙	九一九八
同	同	同	い丙	九一九九
同	同	同	い丙	九二〇〇
同	同	同	い丙	九二〇一
同	同	同	い丙	九二〇二
同	同	同	い丙	九二〇三
同	同	同	い丙	九二〇四
同	同	同	い丙	九二〇五
同	同	同	い丙	九二〇六
同	同	同	い丙	九二〇七
同	同	同	い丙	九二〇八
同	同	同	い丙	九二〇九
同	同	同	い丙	九二一〇
同	同	同	い丙	九二一一
同	同

第6596号

年七月十六日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年七月十六日　富山地方裁判所

（別紙）　目　録

一北陸配電株式会社株券三枚

内訳

種類	額面	拂込	記号	番号	枚数
一株券	五〇	五〇	い甲	二八七一八	一
同	同	同	同	二六七一九	一
十株券	五〇〇	五〇〇	い丙	五三五二五	一

最終株主　有澤秀次

昭和二十一年（ヘ）第七二三号

富山市磯部町一二三番地　申立人　松井信一

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年七月十六日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年七月十六日　富山地方裁判所

（別紙）　目　録

一株式会社北陸銀行株式十五株此券二枚

内訳

種類	額面	一株に付拂込金	記号	番号	枚数
十株券	五〇〇円	五〇〇円	甲は	第三九二五号	一
五株券	二五〇	〃	甲ろ	第六九八号	一

最終株式名義人　松井信一

昭和二十一年（ヘ）第七一五号

大阪市住吉区粉浜本町四丁目五十三番地　申立人　笹川昭美株式会社　代表取締役　笹川　恭一　右代理人　川口　爲吉

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年七月十六日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年七月十六日　富山地方裁判所

（別紙）　目　録

物件表

一北陸配電株式会社株式但し一株券十枚、十株券四枚

一株の金額　金五十円也全額拂込済

株券番号　い甲四二四六一号、い甲四四七二二号、い甲四二四六二号、い甲四四七二三号、い甲四二五九〇号、い甲四九七三二号、い甲四九七三三号、い甲自四八一〇〇三号い甲至四八一〇二号、い丙自八七六七三号い丙至八七六七六号

最終株主　笹川昭美株式会社取締役社長笹川恭一

昭和二十一年（ヘ）第六五九号

大阪府豊能郡箕面村字瀬川瀬川荘園内　申立人　小林龍雄

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年七月十六日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年七月十六日　富山地方裁判所

（別紙）　目　録

一不二越鋼材工業株式会社株券記号番号　18丁九五五五、九五五六種類　五〇株券額面二千五百円員数　二　備考　全額拂込済

以上最終株主　小林龍雄

昭和二十一年（ヘ）第七一三号

上新川郡熊野村経力三五一番地　申立人　清水太信

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年七月十六日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年七月十六日　富山地方裁判所

（別紙）　目　録

一北陸配電株式会社株券六枚

内訳

種類	額面	拂込額	記号	番号	枚数
一株券	五〇円	五〇円	い甲	一二三三	一
〃	〃	〃	〃	自一二三四〇 至一二三四三	四
十株券	五〇〇	五〇〇	い丙	四九七八九	一

最終株主　清水太信

昭和二十一年（ヘ）第七二二号

富山市七軒町　申立人　藤田三郎

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十三年七月十六日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年七月十六日　富山地方裁判所

（別紙）　目　録

一北陸配電株式会社株券五枚

内訳

種類	額面	拂込額	記号	番号	枚数
一株券	五〇円	五〇円	〃	自二五六二〇 至二五六三三	三
五株券	二五〇	二五〇	い乙	五四九二	一
十株券	五〇〇	五〇〇	い丙	四七〇八七	一

最終株主　藤田三郎

訂正公告

昭和二十三年十二月十六日官報掲載の当会社減資公告中株券提出期日を昭和二十四年一月十日までとあるを昭和二十四年一月二十日までと訂正する。

昭和二十四年一月十一日

横浜市西区浅間町四の三九二　松文工業株式会社

整備計画認可公告

当社企業再建整備計画は昭和二十三年十一月三十日附をもつて左記の條件附で認可になりましたので企業再建整備法第十六條の規定により公告致します。

一、会社の住所商号　高崎市歌川町八番地　株式会社小島鉄工所

一、会社の資本金額及び拂込資本金額　資本金額金三百五十万円也　拂込資本金額金二百七十五万円也

一、特別損失額　なし

一、株主の負担額　なし

一、特別損失負担債権者の負担額　なし

一、特別損失負担債権者の負担率　なし

一、評価換に関する事項

評價益五、三四三、七七三・〇六円

一、法第三十四條の四第一項の積立金　一二二、五〇〇・〇〇円

（條件）本整備計画は未拂込資本金の拂込期日において認可の効力を生ずるものとする。

以上

昭和二十三年十二月二十四日

株式会社小島鉄工所

特別管理人　藤生善之助　兒玉安藏　金井三男　關文治

未拂込株金拂込催告

当社企業再建整備計画認可に伴う未拂込株金拂込の件は左記要項により御拂込願う様取締役会において決定致しましたから期日までに拂込下さる様御通知旁々御願い致します。

昭和二十三年十二月二十四日

高崎市歌川町八番地　株式会社小島鉄工所　取締役社長　兒玉安藏

株主各位

記

一、拂込金額　一株に付金二十五円也

一、拂込期日　昭和二十四年一月二十日（昭和二十四年一月四日より拂込金の取扱開始）

（注意）右期日後の御拂込に対しては定款第九條の規定により金百円に付き一日金四錢の割合で違約金を申し受けます。

一、拂込取扱銀行　高崎市田町一〇一番地　足利銀行高崎支店

訂正公告

十二月二十八日附官報掲載の公告中二八九頁二段目の日本軽金属株式会社新株式三十五株券十四枚は二十五株券十四枚、四段目岩崎久弥（東京都文京区湯島切通町）は（切通町）、二九〇頁二段目の王子製紙株式会社十株券二十一枚、日本製粉株式会社十株券二二八株は二二八枚の誤りに付き訂正す。

昭和二十四年一月十一日

持株会社整理委員会

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◎号外　一月十日発行（第五号）告示、廣告八頁

印刷局発行　B5判　定價二百二十円（税込）　送料二十円

月刊　法令全書　昭和23年　8月号

主要内容　経済調査廳法　同法施行令　工業技術廳設置法　同法施行令　逓信職員訓練法　自轉車競技法　同法施行規則　指定農林物資檢査法　同法施行規則　新聞出版用紙割当事務廳設置法　同法施行令　引揚同胞対策審議会設置法　外國貿易特別円資金特別会計法　同法会計令　市町村農業会整理特別措置令　木船保險組合の解散に関する法律施行令　証券取引委員会の委員長等報酬令　農業改良局設置法施行令　温泉審議会令　國民健康保險運営協議会令　中央農業調整審議会令　民生委員法施行令　馬匹組合の整理等に関する法律施行令　同法施行規則　都道府縣薪炭林等委員会規程　共済組合審査会に関する件　たばこ専賣法等の違反事件に関する件　輸出入植物檢疫法施行令　解散團体の財産の管理及び処分等に関する件　同令施行規則　教育委員会法施行令　同法施行規則　種畜法施行令　競馬法施行令　國有財産調整審議会令　國有財産法施行令　食糧確保臨時措置法施行令　矯正院令　地方財政法施行令　刑務所及び拘置所令　社会保險診療報酬支拂基金登記令　同令取扱手続　地方配付税法施行規則　貴金属地金拂下規則　外國郵便料金規則　國家公務員共済組合法施行規則　温泉法施行規則　予防接種法施行規則　薬事法施行規則　國民健康保險法施行規則改正　理容師法施行規則改正　種畜法施行規則　薪炭需給調整規則　家畜傳染病予防法施行規則　臨時建築制限規則

○その他重要な法律、政令及び省令等にて改廃せられたるものを集録する。

定價　一ヶ月百五十円　送料　実費

廣告料　本文公告一ページ六十円　一般廣告八ポイント一行十七字詰百八十円

発行所　東京都新宿区市ヶ谷木村町　印刷局

電話九段五三一　振替東京一九〇〇〇　図書課

（國定規格A4判）

発行所　印刷局業務部図書課　東京都新宿区市ヶ谷木村町　振替東京一九〇〇〇

申込所　全國各地官報販賣所及び主要書店